

有害刃物等の指定

(平成20年7月31日 岐阜県告示第497号)

岐阜県青少年健全育成条例(昭和35年岐阜県条例第37号)第17条第1項の規定により有害刃物等として次のとおり指定した。

1 種別及び構造

番号	種別	構造
1	両刃ナイフ	しのぎ 鑷を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの
2	ナイフ	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第17条の規定により測定した刃体の長さが6センチメートルを超えるナイフ(くだものナイフ、カッターナイフ、切出し、くり小刀、ペーパーナイフ、食事用ナイフ、電工ナイフその他の家庭用、工作用又は業務用ナイフを除く。)。ただし、折りたたみ式のナイフにあっては、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有するものに限る。

備考 平成17年岐阜県告示第741号の3により有害刃物等として指定したものは含まない。

2 指定理由

当該刃物の構造が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

3 指定・告示年月日

平成20年7月31日

(注) 「平成17年岐阜県告示第741号の3により有害刃物等として指定したもの」

- ・バタフライナイフ(通称)
- ・フィンガーグリップナイフ(通称)
- ・ペンナイフ(通称)
- ・プッシュダガーナイフ・ブッシュダガーナイフ(通称)

※これらのナイフは有害指定済のため今回の指定対象からは除外されるが、引き続き規制対象となる。

<参考>

今回の指定による規制対象とならない刃物類の種類（例示）

- ・ くだものナイフ、カッターナイフ、切出し、くり小刀、ペーパーナイフ、食事用ナイフ、電工ナイフその他の家庭用、工作用又は業務用ナイフ
- ・ 折りたたみ式のナイフのうち、開刃した刃体をさやに固定させる装置のないもの
- ・ はさみ、包丁、斧、鎌、農林作業用鉋、まさかり、のみ、手術用メスその他のナイフ以外の刃物

<関係規定>

岐阜県青少年健全育成条例（昭和35年岐阜県条例第37号）抜粋

（有害刃物等の指定等）

第17条 知事は、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びがん具（以下「刃物等」と総称する。）の構造が人体に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該刃物等を有害刃物等として指定することができる。

2 刃物等の販売を業とする者は、前項の規定により指定を受けた刃物等を青少年に販売し、又は配付してはならない。

3 知事は、有害刃物等を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに刃物又はがん具の販売を業とする者に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。

（罰則）

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第17条第2項の規定に違反した者

(5)～(13) (略)